

作新学院大学教育研究上の目的

(目的)

第1条 本学は、教育基本法(昭和22年法律第25号)及び学校教育法(昭和22年法律第26号)に則り、時代の変化に対応して自らを常に新たにする能動的人間の育成を目指す「作新民」を建学の精神とし、組織と人間に関する幅広い教養と実践的な専門性を授け、もって持続可能な社会の創造に挑戦し、未来を切り拓く人材を育成することを目的とする。

2 第5条の規定より設置する学部・学科の教育研究上の目的は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 経営学部経営学科

経営学部経営学科は、経営資源(人・モノ・カネ・情報)のマネジメント及び研究開発・生産・販売・マーケティング等の経営プロセスを実践的に理解するとともに、幅広い見識とグローバルな視点から、各方面と協働し、イノベーションを起こして新たな価値を創出する共創力を発揮し、もって地域社会を支えうる人材を育成することを目的とする。

(2) 経営学部スポーツマネジメント学科

経営学部スポーツマネジメント学科は、スポーツを自ら体験しつつ、スポーツを「する(play)」、「みる(watch)」だけでなく、スポーツを「支える(support&management)」視点に立って事業としても持続可能となるスポーツの振興及びスポーツビジネスをマネジメントし、もって地域の活性化に寄与できる人材を育成することを目的とする。

(3) 人間文化学部発達教育学科

人間文化学部発達教育学科は、小学校教員養成を主たる目的とし、さらに小学校教諭一種免許を基礎免許とした、小学校教諭一種免許状と特別支援学校教諭一種免許状、または小学校教諭一種免許状と中学校・高等学校教諭一種免許状(国語)を取得し、もって地域社会の初等教育・特別支援教育・中等教育に貢献する人材を育成することを目的とする。

(4) 人間文化学部心理コミュニケーション学科

人間文化学部心理コミュニケーション学科は、臨床心理士および公認心理師等の心理職養成に関連した学問領域を修め、さらに心理学と、コミュニケーションツールとしての「社会学・言語文化」を修得し、もって地域のソーシャルサービスを担える人材を育成することを目的とする。

作新学院大学大学院教育研究上の目的

(目的)

第3条 本大学院は、作新学院大学（以下「本学」という。）の目的使命に則り基礎研究を推進し、高度かつ専門的な学術の理論及び応用を教授研究するとともに高い学識と研究能力を養うことによって、人類文化の向上発展に寄与する人物を育成することを目的とする。

2 各研究科の人材の養成に関する目的その他教育研究所上の目的は次のとおりとする。

(1) **経営学研究科**においては、特定の分野についての精深な専門性を究め、自立して研究活動が行える創造的・独創的な研究能力と実践課題に的確に対応できる実践能力の涵養を基本とし、特に、該博な学識と広い視野を備えた人間性豊かでバイタリティに富んだ研究者、あわせて産業界をリードする高度の実務家の養成を目的とする。

(2) **心理学研究科**においては、今日の教育、医療、福祉などの領域における幅広い問題に対処しうるために、心理学領域における基礎研究と応用研究を推進し、心理学における高度の学識、研究能力、実践力をもって専門的な業務に従事しうる高度専門的職業人を養成し、地域社会ひいては国際社会を担えるような人材を育成することを教育研究上の目的とする。

作新学院大学女子短期大学部教育研究上の目的

(目的)

第1条 本学は作新学院設立の精神に則り、高潔な人格と確乎とした識見を養い、時代の要請に応え、実際の職業に即応し、自ら学び、自らを律し、自主的に行動できる女性を育成することを目的とする。

2 第5条の規定により設置する幼児教育科の教育研究上の目的は、以下のとおりとする。

(1) 保育者としてふさわしい資質を備え、常に時代の要請に自ら進んで対応できる能力を養う。

(2) 保育者に必要な保育の理論や実践的な技能を、自ら進んで学び高めようとする態度を養う。

(3) 保育者としてふさわしい豊かな個性や協調性を持ち、学問的な裏付けを持った実践を行うことができる能力を養う。